

京 都 帝 國 大 學 經 濟 學 部 內
東 亞 經 濟 研 究 所

年 四 回 (二 月 五 月) 發 行

東 亞 經 濟 論 叢

第 二 卷 第 一 號
昭 和 十 七 年 三 月

特 輯 南 方 經 濟 號

南方經濟の基本問題……………	經濟學博士 谷口吉彦
最近佛領印度支那幣制に於ける 二つの改革……………	經濟學博士 松岡孝兒
比島資源價値の進展……………	經濟學士 淺香末起
ビルマの資源と産業と貿易……………	大場忠
インドの農産資源……………	文學士 岡崎三郎
濠洲經濟事情……………	宮崎亮
農業投資植民地としての蘭領インド……………	經濟學士 北野健二
印度支那 ^{に於ける} フランスの經濟政策……………	經濟學士 河野健二
日本經濟と南洋貿易……………	經濟學士 松井清
南方纖維原料の生産について……………	經濟學士 岡部利良
南方ゴム資源と其の對策……………	經濟學博士 谷口吉彦
南方資源論……………	經濟學博士 蜷川虎三

附 錄 南 方 文 獻 目 録

書 肆 有 斐 閣 發 賣

最近佛領印度支那幣制に於ける二つの改革

松 岡 孝 兒

序 言

幣制はその國の經濟財政によつて制約されるが、またこれと同時にその經濟財政に深甚なる影響を與へ。この意味に於いて佛印幣制の改革はその經濟財政の發展と密接な關聯を有たざるを得ない。然るにまた佛印幣制は東洋に於ける諸國の經濟従つてはまたその幣制とも無關係ではあり得なく、かくて佛印の幣制はまた常に東洋的な立場に於いて考察吟味されざるを得ない。以下論述せんとする佛印幣制の改革は原則としてこれらの二つの立場に於いてその最近の幣制改革を考察せるものである。

現行佛印幣制に於けるピヤストルは幾多の改革變遷を経て今日に至つてゐるが、その發展は大體之を次の三時期に劃することができやう。

- 一、一八七八年—一九三〇年間の銀ピヤストル制期
- 二、一九三〇年—一九三六年間の金ピヤストル制期
- 三、一九三六年後の金フラン爲替ピヤストル制期

ここでは今日この佛印幣制上特に重要な意義をもつと認める二つの改革即ち金本位制の採用を決定せる一九三〇年の幣制改革及び現行制度たる金フラン爲替本位制の採用を決定せる一九三六年の幣制改革を中心として論述を試みたいと思ふ。

一 一九三〇年の幣制改革

A 金本位制採用の機運

第一次世界大戦に際して騰貴した銀價は大戦後再び下落し始めた。即ち世界の三十一ヶ國は一九一四年乃至一九二九年に亘り或は銀貨の通用を停止し或は銀貨の品位を切下げた。このことは一方銀貨鑄造用銀の減少を將來すると共に、他方手持發行準備銀の市場投出しを惹起し、これらの事情は相俟つて銀價暴落に拍車をかけたのである。加ふるに十九世紀の第三四半期以後資本主義制經濟に於ける生産過剰は著しく物價に壓迫を與へ、このことはまた一應第一次世界大戦間は緩和されたが平和克復後には再び加速度的となり、列國幣制はこの世界的不況下に露呈したその弱點の匡正に或は狂奔し或は協議するに至つた。このことは東亞に於いても同一傾向を示した。即ち一九二六年には英領印度はルウビイ價値をば一志六片に維持する折衷的金塊本位制を、また一九二八年には泰國が印度に倣つて金塊本位制を夫々採用することとなつたのである。

然るに佛印には何らの變化も齎されなかつた。尤もいくつかの對策は講ぜられ、いくつかの提案は主張されたのである。併しながら當局の試案も本國政府の反對によつて中絶させられてしまつた。これらの點については今

ここで一々ふれる餘裕はないので別の機會にゆづらう。然るに一九二八年六月二十五日にはこれまた大戦後論議を重ねてゐたフランス本國が遂に金フラン本位制を決定することゝなつた。そのため佛印の幣制改革も漸く現實的となり、その改革のために努力が拂はれるやうになつて來た。

當時の佛印の通貨状態については一言する必要がある。先づ銀行券については當時既にフランスが佛印へ銀行券を將來した後顯著な發展を遂げ、それは如何なる邊境に於いても使用されてゐたのであるが、銀貨に至つては一部地方にのみ僅かに流通してゐただけである。次に國際貸借について云へば、その主要部門たる貿易收支は受取勘定を示してゐた。凡そ國際貿易勘定が受取勘定であることは金本位制採用の第一條件である。佛印には上述せる如くこの金本位制の採用條件が備はつてゐたが、この採用はまた一面には對支爲替を犠牲にすることにもなる。換言すれば佛印の金本位制採用はすべての金本位制國、即ち一九三〇年當時に於ける世界の殆んどすべての國に對する爲替安定を指すこととなる代りに、銀本位制諸國との爲替安定を犠牲にすることになつた。従つて實際この問題の重點はビヤストルをば若干の外國貨幣に對して安定させるといふことにあつたのではなくて、金本位制の制定によつてビヤストル爲替の全面的安定を求めることにあつたのであり、同時にまたフランス本國への協力をば一層鞏固にすることにあつたのである。

尙ほ更に立ち入つて云へば、たとひ金本位制採用の時機は熟してゐるとしても、新制度の制定に際しては多くの豫備條件を満足させなければならなかつた。即ち第一には財政に打撃を與へてはならなかつたのである。フランで計上されてゐた收入及支出はすべて新制度により直接變動を受けるに相違ないし、またビヤストルの國內購

賣力が下落した場合には植民地内で契約され決済される支出の大部分は収入に照應せず増加することになる。従つて貨幣改革が豫算に及ぼす影響は慎重に研究されたのであつた。第二には、新貨幣の平價に於ける爲替相場が如何なる場合でも確保されなければならないといふことである。このためには金或は金爲替のストックを有つ必要があつた。是に於いて印度支那銀行の金準備は重要な役割を演ずることとならなければならない。第三には、適當な期間事實上の安定を維持することである。そしてこの安定期間中にピヤストル相場の最高及び最低賣買價格を定め、之を銀塊相場から更には香港弗から全面的に切放すべきである。事實上の安定相場はかくして定められる。この相場は謂ふまでもなく之を基準として更に決定される法律上の安定を目標とするものである。

かくの如き條件が満足されたとすると、最後に残された問題は事實上實現された安定相場を唯法律上の安定相場にするだけである。従つてフランとの關係を考慮しながら新貨幣單位の純金量目を決定すること、爲替相場變動の限界を定めること、爲替相場・發行額・國內信用狀態間の關係を規定すること、佛印に流通させる銀貨の品位量目を選定し、その法定通用力と金額とを決定すること等のみである。然らば實際上かかる幣制改革の企劃は如何にして實現されて行つたのであらうか。

B 幣制改革の實現過程

一九二九年四月三十日貨幣改革の豫備行動に關する協定案は佛印當局と印度支那銀行との間に認められ、銀行は一ケ年の期間内にその在外銀資金及び準備銀を金乃至金爲替に引換へることとなつた。當局はかかる措置より生ずる虞ある一切の危険は之を引受け、銀行には二つの總督府勘定即ちピヤストル特別勘定と金爲替特別勘定と

が設定され、前者には金爲替買入にあてる純銀價額がピヤストルで借方に記入され、後者には在外銀資金及び準備銀にして金引換から得られる金爲替額が貸方に記入されることになり、尙更にこれらの兩勘定の清算に關する事項が決定されたのである。然るにフランス本國政府はこの協定案の承認を逡巡した。この間に銀價は下落し改革は危機に瀕するに至つた。しかも輿論は之にも拘らず改革の斷行、金本位制の制定を熱望したのである。何故に本國政府がかくの如く逡巡したかといふと、それは本國政府が印度支那銀行發行權更新問題を幣制改革に關聯させ、この更新條件が決定されるまでは改革實行を見合はせやうと考へたからである。かくして一九二九年十一月十六日、二十五ヶ年間の發行權更新に關する協定が調印されるに及んで、佛印幣制改革の實現は漸くその第一歩を踏み出すこととなつたのである。

一九二九年十一月十八日、大藏大臣及び植民大臣は印度支那銀行との協定に署名した。この協定は先に定められた四月三十日附協定と唯細目に於いて異なるのみであつた。かくて銀の賣却は同年十一月二十二日からロンドン及び上海市場で行はれ、一九三〇年一月四日には在外銀資金の八分の七が一〇フラン一五の平均相場で金に引換へられた。同年一月九日には事實上の安定期に入り、ピヤストルの公定相場は諸々の危険にも拘らず一〇フランに決定された。

銀賣却について一言すると、佛印當局の引取るべき分七六三・キピヤストルの在外銀資金の金引換は、急速に、穩密に、しかも巧妙に行はれ、また國內準備銀の金資金への引換も植民地全體の危険を賭して行はれたのである。銀準備としては四五・百萬ピヤストルが残されたが、之には政府の持分となるもの、新小量目ピヤストルに改鑄されるも

の、熔解されるもの等が含まれてゐる。かくて銀行在外資金及び銀準備剰餘は數回に亘つて處分された結果、一九三〇年一月末には佛印當局は上海市場に於ける債權は之を金で所有することとなり、廣汎な銀資金の金への轉換は極めて平安裡に完了したのである。この操作の成功により、總督府及び銀行が準備した金爲替手持は銀行券に對して充分な保證となり、しかもその金額も絶えず増加して行つたのである。

事實上の安定相場は一〇フランと規定されたが、總督府は一九三〇年一月十四日この點に關して次のやうなコミュニケを發表してゐる。「昨年十一月締結せる協定に基き、印度支那銀行は所定の條件が備はれば直ちに前以つて該銀行に指定された一定基數より一パーセント以上離れない相場で、フランのパリ向一覽拂直物賣買を實行することにより爲替市場の實需に應ずることを契約した。最近數ヶ月間に大量の金爲替ストックが準備されたので、發券銀行には前規定に應じ一〇フラン相場が指定された。佛印ピヤストルの事實上の安定はかくして實現された」と。爾來最も不利な場合に於いてさへ輸入業者は最低九フラン九〇でフランを買ひ得たし、輸出業者は最高一〇フラン一〇でフランを賣り得たのである。この制度は金に對する植民地貨幣の變動を極めて僅少に止め得この故に本制度は期待され得た高度の安全と安定とを實現し得たと言へるのである。

然るに一般にはこの一ピヤストル一〇フランなる安定相場は餘りにも低すぎると考へられ、一〇フラン安定に對する反對論が擡頭した。例へばある論者は一ピヤストルをば一一フラン、更には一二フランの相場に定めることを主張してゐるやうである。併しながらこの反對論は必ずしも妥當でない。既に一九三〇年一月に於いて舊銀ピヤストルに含まれた純銀量目價值は八フラン七五を超え得なかつた。従つてピヤストル相場が安定されなかつ

たならば、恐らく九フラン二〇を越え得なかつたであらう。かるが故に當局の規定せる一〇フランといふ割合は寧ろピヤストル相場の低落を防止し、佛印への投下資本を保護すると謂ふことができる。

事實上の安定は一時的な性格しか有ち得ない。従つて新貨幣状態が一定期間佛印經濟に適應せることを示した後にはこの事實上の安定を法律上の安定とし、佛印貨幣單位を法律的に決定しなければならぬ。一九三〇年二月末印度が銀輸入税を二倍に増加した結果、既に低位となつた銀相場は更に低下し、加ふるに支那の銀輸入税課徴の風説は香港、上海市場に動搖を興へ、熔解のためにするのピヤストル現送は一層拍車かけられたのである。然るに銀價の下落は、ピヤストル安定相場とその素材價值との間に二〇パーセントの打歩を生じ、このことはピヤストル再輸入の危険を生ぜしめたのであるが、新貨幣法發布までは絶対に之を禁止しなければならなかつた。そこで一九三〇年五月三日附總督令に依りピヤストル銀貨輸入禁止令が公布され、これによつて事實上の安定は繼續し、引續き法律上の安定が實行されることになつたのである。

金本位制採用のための準備は總督府によつて逐次進められて行つた。まづ貨幣制度である。即ち、(一)金本位による貨幣價值單位の法律上の制定、(二)國內に流通させる貨幣の金屬、品位、量目の選定、(三)貨幣價值安定上必要とする諸準備、(四)爲替運用上必要とする諸規定、(五)發行機關の國內紙幣發行額を規整する諸條件、之だけは新貨幣制度としては規定されなければならなかつた。第一に新ピヤストルの純金量目については、一九二八年六月二十五日附フランス新貨幣法に依るフランの含有純金量目の十倍と定められた。植民大臣 Pichon は新ピヤストルを一〇フランに定める理由を次のやうに説明してゐる。即ち一ピヤストル一〇フランといふ相場は他の

如何なる相場よりもフランス貨幣への引換計算を容易ならしめ、且つ佛印貨幣と本國貨幣との結合を可能ならしめると。要するにこの相場による利益は金ピヤストルがフランス幣制の軌道に乗つてゐることにある。第二には國內流通硬貨であるが、補助貨は別として代表貨幣は銀ピヤストルとすべしとされ、この品位、量目の決定に當つては諸般の危険を考慮し各方面の情況を斟酌して、從來の二七五のピヤストル銀貨に代ふるに量目二〇瓦（但し品位は何れも千分の九百）のピヤストル貨幣を以つて之にあてる案が認められた。第三には正貨準備であるが、之には佛印及びフランスに於ける金、フランス銀行預金、外國爲替があげられ、尙ほこの準備の割合については如何なる場合に於いても發行額の三分の一以下に下らざることとを要するといふことが認められた。第四には爲替運用については對外爲替標準をピヤストルに含まれた金量目によつて決定すべきことが承認された。

C 一九三〇年の幣制改革

かくて一九三〇年五月三十一日、佛印新幣制を定める大統領令は公布された。前項に述べた幣制改革の眼目は當然この規定に含まれた。その内容は大體次の如くである。

第一條「印度支那聯邦の貨幣單位たるピヤストルは品位千分の九百、量目六五五ミリグラムの金より成る。即ち一九二八年六月二十五日附法律の規定に依る一〇フランの對價を有つ。」

第二條「印度支那銀行はその銀行券の持參人に對し、一覽拂に依り金との兌換を保證する義務を有つ。同行はこの兌換をピヤストルにつき品位千分の九百、量目六五五ミリグラムの割合を以つてその銀行券と金との兌換を保證する。兌換の場所は同行の選擇により西貢又は巴里とし、後の場合には西貢、巴里間の現送費及び保險料を控除する。銀行は最小限度額に對してのみ兌換を實行する權限を有つ。この兌換限度は大藏大臣と植民大臣とを一方とし、印度支那銀行を他の一方とする兩者の協定に依り定まるものとす。」

印度支那銀行は西貢支店營業所に於いて一ピアストルにつき品位千分の九百、量目六五五ミリグラムを基準として金買入の義務を有つ。但し利息は之を控除し得ない。銀行はパリ造幣局の所定率に従つて鑄貨費用を賣手より控除徴収する権限を有つ。鑄貨試験費用は賣手の負擔とする。」

第三條「印度支那銀行西貢支店にあつては銀行券の流通額と當座勘定貸方殘高との合計額に對し、少くともその三分の一に相當する準備を有つてゐることを要する。この準備は金地金並に金貨又は金地金と一覽拂による兌換證券とから成る。」

第四條「硬貨ピアストルは従前通り無制限に法定通用力を有つ。銀行は印度支那の營業所に呈示せらるることあるべき硬貨ピアストルを無制限に受入れることを要する。銀行はこの受入硬貨を總督府に交附し、そのピアストル對價をば總督府勘定の借方に記入する。」

第五條「本令に抵觸する一切の規定は之を廢止する。」

ピアストルはこの大統領令の發令當日から銀貨ではなくなり、その價值は金に結合されることとなつた。

この金本位制採用に關して注意を要する第一點は、前記大統領令が金地金本位制を採用したことである。金貨が實際に流通しない場合は、金が地金として發券準備として保有される方が寧ろ爲替安定に有利であると考へられ、金貨本位制は採用されなかつたのである。又金爲替本位制についても、一見せるところは發券機關に金爲替準備を保有する権限を與へ相當廣汎にこの制度を運用するが如く見えてはゐるが、原則として一應金爲替本位制は避けられてゐる。注意を要する第二點は、採用された金地金本位制に於いて發券銀行は最小限度額に對してのみ兌換を實行し得ると定めただけで、金兌換の條件を決定的なものにしなかつたことである。

兌換準備の内容について云へば、金準備と銀行券流通額及當座預金殘高合計額との比率は三分の一に定められた。これは從來のものが銀行券發行額の五分の一とされてゐたのに比して著しく堅實である。植民大臣はこの金

準備の内容に關して、銀行はその金準備を金地金や金貨で保有する義務はなく、唯單に金資金又は金爲替で保有する義務があるだけであると説明してゐる。要するにこの説明に依れば、佛印に適用された幣制は原則として表面金地金本位制の様相を呈するが實質は金爲替本位制であると結論し得る。尙ほ當初は準備中に銀を含めてゐなかつたが、其後諸般の情勢に影響されて銀をも含むに至つた。此の場合銀は銀地金それ自體として取扱はれてゐるものではなくて、金によつて評價された銀であることに留意すべきは當然である。

第四條に依れば、銀貨ピヤストルに無制限法定通用力が與へられてゐるが、之は植民大臣 Pictet が「硬貨ピヤストルは土民の慣習に何らの混亂も惹起せざるやう無制限法定價值を繼續させる」と斷つてゐるやうに、感情的な理由に基いてゐるものである。半世紀以前の銀時代ならばいざ知らず、今日では佛印でも泰國フィリッピン又は中華民國でも、計算單位としての銀貨は流通してはゐない。且つまた理論的に見れば、金本位制では唯金貨のみが無制限法定通用力をもち得るだけである。従つて若しかくの如く銀貨に金屬性銀行券即ち計算紙幣的性格を與へ、之に無制限通用力を附與するならば、そこに問題を生ずることは火を見るよりも瞭かであらう。事實、この銀貨に何らの不安をも感ぜしめざるが如くするためには、ピヤストルに含まれる銀價值が常に金六五五ミリグラムの價值に等しくならなければならないが、このことは當然不可能のことである。またこの場合若し佛印が銀貨に流通紙幣的性格を與へんとするならば、問題は銀よりもむしろ白銅を採用すべきであらう。蓋し白銅の素材價值は極めて低く、如何なる場合にもその貨幣の法定價值に達するが如きことなく、しかもまた白銅の冶金は甚だ困難だからである。併し實際にはかかる解決方策は考へられなかつた。其の理由とするところは「東洋では

銀が重要であり、従つて佛印も銀を輕視すべきでない」といふ簡單な見解が人々の腦裡に刻みこまれてゐたためである。要するに佛印に於ける銀貨廢止は一九三〇年當時から既に可能であつたやうである。實際には一九三四年十月、豫想しない事情のため銀貨は廢止されたが、この場合にも何ら警戒すべき反動は起らなかつたやうである。

爲替については、金地金本位制が採用され、銀行券に對しては直接金兌換が行はれるやうになつたのであるから、明かに制度としては自動的なものが制定されたのである。金地金の兌換及びその輸出入を自由とし、對外爲替標準もビヤストルの金分量によることとなつた結果、舊制度によるあらゆる制限は撤廢されることとなり、同時に佛印の金貨國に對する關係と銀貨國に對する關係とは全くその位置を顛倒することとなつた。即ち從來銀ビヤストルの變動は香港及び上海市場に依存してゐたのに對し、新制度以後は全然反對關係に立つに至つた。かかる自動的制度の成立があるにも拘らず、尙ほまた第三條に規定されてゐるやうに印度支那銀行は品位千分の九百の金六五五ミリグラム單位で兌換する義務があるにも拘らず、大統領令は印度支那銀行が佛印に金準備を保有する義務の規定を無視してしまつたのであるが、このことは實に佛印幣制の實質が金爲替本位制であることを裏書するものである。

一九三〇年五月三十一日附大統領令に引續いて、一九三〇年八月十二日附大統領令が公布された。この大統領令は新ビヤストル貨鑄造と補助貨とについて規定してゐる。即ち佛印の舊銀貨ビヤストルは、前大統領令第四條の規定に依りそのまゝ法定通用力を與へられてはゐたが、之は暫定的な代表貨幣でしかなかつたので、早速新規

定に基くピヤストル貨に代へられなければならないのである。一九三〇年八月十二日附大統領令はこの新硬貨の鑄造條件をば第一條に次の如く規定してゐる。即ちその銀貨は直徑三五ミリメートル、品位千分の九百、公差千分の三上下、量目二〇瓦、公差千分の五上下と定められたのである。

新ピヤストル銀貨は無制限法定通用力を有する。その第二條は、舊フランス・ピヤストルが法定通用力を失ふ期日に關しては總督にその期日を總督令に依つて定める權限を與へてゐる。またその第三條は、現規定に依つて定められてゐるピヤストル補助貨の法定通用力を維持することを規定してゐるが、但し之が變更を要する場合には總督の權限に於いて行はれるものであることを定めてゐる。この大統領令に定められてゐる鑄造條件に従つて千二百萬の新ピヤストル貨を鑄造するため必要な銀分量は、一九三〇年八月上旬に西貢から西里造幣局に送られたのである。

新ピヤストル銀貨が決定された以上、舊銀貨の整理はできるだけ急がなければならなかつたが、ここに一の難問題が生じた。それは一九三〇年五月卅一日附大統領令第四條の規定に従つて回收された舊銀貨を、發券準備の一部とすることは總督府及び印度支那銀行が之を希望したことであつたが、之に對して大藏大臣及植民大臣は之を總督府勘定に入れることを要求したことであつた。印度支那銀行としては、實際植民地に流通して居ないピヤストル銀貨の責任をもたなければならぬ。このことは既に同行が一九三〇年五月三十一日附大統領令に基き、國外よりの金兌換に對しても同行債務額の三分の一に等しい金準備を保有し、更に之と併行的に國內よりの銀兌換をも保證しなければならないこととされてゐるのであるから、かなり負擔の重い義務である。かくの如き過大

な負擔はそれだけ同行の發行權を制限するものである。この解決方策は發券銀行の保有する銀ピヤストルをばその名目價值に於いてではなく、その貨幣の含有する純銀の素材價值に於いて金準備中に繰入れられることを認めることであつた。かゝる根據に立てば、銀行はその保有する銀ピヤストル・ストックと殆んど等額の銀行券を發行することができ、従つて銀行には何等餘分の負擔は與へられないことになる。

一九三一年三月三十一日附大統領令は右の如き見解を承認したものである。この大統領令は發令當日より五ヶ年間發行準備としての銀の採用を認めてゐる。金準備の一部を銀で構成するといふことは既に英領印度、海峽植民地及び泰國が夫々同一の理由により採用したところである。

D 一九三〇年幣制改革に對する反對論

一九三〇年の幣制改革には土著民大衆は全く無關心であつた。蓋しこの金本位制採用によるピヤストル安定策は土著民大衆の利益を害さなかつたからである。大部分のヨーロッパ人も亦この改革には満足の意を表してゐる。併しながら一九三一年世界恐慌の影響が佛印に先づ現はれ始めると、一九三〇年の幣制改革に對する反對運動が起つて來た。かかる運動の主唱者は交趾支那米作業者を代表する人達乃至は團體であつた。此等ピヤストル安定に反對する人達の目的は、ピヤストルの單位購買力を引下げることにあつた。尤もこの目的達成のための方策に至つては必ずしも同様ではなかつた。安定反對者達の主張は次の三種に分つことができる。

一、素朴なる銀本位制復歸論

二、ピヤストル金比率定期更改論

三、ピヤストル平價切下論

然らばこれ等の人達は如何なる理由によつてこの幣制改革に反対したのであらうか。

第一には、政府の本位變更は合法的でないと云ふのである。一九三〇年以前の債務者は、今やピヤストルが安定し價値が騰貴した結果、現在のピヤストルを以つて前と同一額を支拂へば損失を招くことになる。かゝる政府の本位變更はフランス民法の規定（一八九五條）に反するものであると主張するのである。併しながらかくの如き見解は貨幣論上金屬主義的偏見に提はれて居り、ピヤストルが國家權力によつて貨幣としての機能を賦與されてゐることを忘却せるものである。ピヤストルは幣制改革以前に於いても既に無制限法定通用力を有し、その價値は地銀の價値と同一ではなかつた。換言すれば、ピヤストルは商品價値を離れて貨幣としての法定價値を有つてゐたのである。従つてその時の貨債は地金としてなされたものではなく貨幣としてなされたものであり、その故に現在の返却も亦貨幣として即ちその名目價値に於いてなさるべきである。

第二には、貨幣單位の價値が騰貴して居れば、輸出上種々の不利を生ずる。即ちピヤストルがルウビイやバアトに比して高價なため外國商品市場獲得に不利であり、従つて米の輸出をば不振ならしめると主張してゐる。けれども注意しなければならないことは米のみが佛印の重要輸出品ではないといふことである。米にのみ極端な重要性を與へ、その點から結論することは危険である。更に、貨幣價値従つて爲替相場が下落すれば必然的に輸出が盛んになると考へることも錯覺である。爲替の下落は輸出に影響を及ぼしはするがそれは一時的のものであつて、他の反對要素が作用すれば直ちに消滅するものである。それ故に爲替を下落せしめることに依つてのみ輸出

の振興を圖らんとすることは無駄な努力の反覆となるに過ぎない。

第三には、金本位制は支那との取引を妨げると言ふのである。銀本位制復歸論者は次のやうに主張する。即ち支那は世界最大の米の需要者であり銀本位制國である。米價の變動は銀價の變動と併行して居り、従つて銀本位制國に於ける米價の變動は比較的尠である。金本位制國に於いては之に反し米の輸出は妨げられたと。併し米價が銀價に追隨するといふのは特殊を提へて一般としたものであつて明かに獨斷である。それが誤謬であることは統計が之を立證してゐる。金本位制は支那との取引を妨げるといふ論據は要するに次の點に於いて間違つてゐる。即ち支那市場を餘りに重大視したこと、貨幣本位が共通であれば取引が盛んになるといふ錯覺を懷いてゐること、佛印には輸出すべき餘剩米がいくらでもあると考へてゐたこと是れである。

第四には、銀は價值尺度として適當であり且つ利益があるといふのである。銀本位制復歸論者の主張するところによれば、銀の價格は他の原料品價格と併行して變動するから物價安定に有利であると言ふ。併しこの銀價格と原料品價格との併行關係も亦物價の安定を確保し得るほどに正確なものではない。

第五に、各國の貨幣價值が一般に下落してゐる裡にあつて、佛印の貨幣單位は餘りにも高價であり、そのため諸般の不利を齎らしたと安定反對論者達は主張してゐる。従つて速かにピヤストルの購買力を切下げ、各國の貨幣價值と同じ水準に復歸すべきであると言ふのである。併し貨幣操作によつて永續的な改善や繁榮が將來されるものではない。且つまた各國は各國の經濟狀態に従つて自ら政策も異つて來なければならぬ。佛印は佛印に最も適合した政策を選ぶべきである。

第六には、金本位制の採用によりピヤストルの購買力が高められた結果、フランス本國及び支那方面に莫大な資本が流出し、強度の通貨收縮現象を惹起したとの理由を以つて貨幣改革に反対する者がある。併し資本の流出は一般に貨幣單位價値の低いときに起るものであつて高いときに起るものではない。金本位制の採用されるに及んで資本流出が起り、通貨收縮が生じたことは正に事實ではあるが、これらの現象は金本位制の採用と何らの因果關係があるものではない。資本流出の原因となつたものは經濟恐慌であつて、即ち一方では佛印に於いて收益性を失つた資本は強力なフランを求めてフランスへ流入し、他方では支那との取引減少のため機能を失つた資本が支那に歸つたのである。通貨の收縮も亦經濟恐慌の影響による政府支出の引締め、取引不振、物價下落から來る必然的結果であつた。金本位制の採用はこれらの現象の原因ではない。

第七には、ピヤストル相場の騰貴は物價下落を惹起し、従つては米價をも下落させた。そのため米作業員には佛印一般に不利益を齎らしたのであるから、ピヤストルの平價切下を行ひ米價の騰貴を圖らなければならぬ。他の東洋諸國は平價切下を行つてゐるのであるから佛印もそれを行ふ必要があるといふのが平價切下論者の主張である。併しかゝる主張は斷乎排斥しなければならぬ。蓋し米價問題を考察する場合には常に大衆の利益を忘れてはならないが、彼等安定反對論者達は、この大衆をば自己の土地を耕作し賣出餘剩米をもつ米作業者と解し、眞の佛印大衆たる農業勞働者及び貧農をば見落してゐるからである。佛印に於いて眞に佛印大衆と呼ばれ得るものは決して自己の計算に於いて土地を開墾する米作業者ではない。かやうなものの中にはその家族を養ふために自身米を買はなければならない者さへもある。平價切下は極めて少數の富裕米作業者を利するだけであつ

て一般大衆の利益は埒外に置かれる傾向にある。

第八には、金ピヤストル制の下では米の生産費がその販賣價格を上廻り、従つて多數の土地所有者を没落させたと主張するものがあるが、かゝる主張は全く根據のないものである。當時土地所有者達は相當の收穫を得て居り、需要外の餘剰さへももつてゐた。また彼等の負擔は地代と時々の特許費償却だけであつて僅少なもので過ぎなかつた。かゝる地盤が單なる貨幣操作によつて左右されるものとは思はれない。

第九には、金本位制採用の結果米作業業者達の租稅負擔、特に債務負擔が加重されたと非難するものがあるが、當局はこの加重負擔を軽減するために大いに減稅したのであつて、かゝる點よりする反對は到底微力である。

第十には、金本位制採用による物價下落は農家負擔を加重させ支拂を困難ならしめてゐると反對するものがあるが、之に對しては總督府は長期土地貸付部の設置、農家の負債清算、債務者の免債能力に應ずる支拂期限の調整等の諸方策を採り、債務者の救済を圖ると共に債權者に對してもその損失を補償してゐる。

以上に於いて一九三〇年幣制改革に對する反對論の要旨を述べ更に之に批判を加へたが、この反對論には一九三三年六月十六日附總督令に依り創設された委員會も同じ見解にたつ意見を發表してゐる。同委員會の結論を要約すれば次の如くである。

- 一、ピヤストルの平價切下には反對である。
- 二、銀ピヤストル制度復歸にも反對である。
- 三、ピヤストル金比率定期更改論も亦不適當であると認める。

四、貨幣操作の外に經濟的諸方策を行はなければならない。

本委員會の報告により當局の態度は明瞭に決定し、反對論も低調となつたが、更に一九三五年末に於ける中華民國の銀本位制放棄は完全に一九三〇年幣制改革に對する最後の反對論を打倒し、かくて幣制改革反對の矢の手は全く消えてしまふやうになつた。

E 一九三〇年幣制改革の影響

一九三〇年の幣制改革はこれと前後して世界を席捲した經濟恐慌に遭遇し、改革の妥當性を批判さるべき重要な試練を受けることになつたが、此の間に於いてその幣制改革の受けた諸影響は次のやうなものであつた。

(一) 國內經濟に及ぼせる影響

金本位制の採用はその結果としてピヤストル相場を戰前の相場に比して五分の一だけ低い水準に安定せしめることとなつたので、必然的に物價騰貴の將來を論ずる者もあつたやうである。然るに實際ピヤストル建物價指數の變動について之を考察すれば、それは一つの杞憂に過ぎなかつた。次表は正にこのことを語つてゐる。

第一表に見る通りピヤストルの價値切下は何ら物價を高めてはゐない。この表では唯一九三二年以後の恐るべき物價下落が示されてゐるだけである。かくピヤストルの切下に對應する物價騰貴が全然惹き起されなかつたといふことは、之を他の東洋諸國の物價指數と比較することに於いて更に一層明瞭となる。例へば一九二九年から一九三六年の間に平價を切下げてゐない國、例へば蘭領印度の物價指數と佛領印度の物價指數とを比較すれば第二表の通りである。

第一表 一九二九年—一九三六年ビヤストル建物價及生計費指數變動表 (印度支那統計年報に依る、以下特に断はらない限り之に準ずる)

年次	西貢ビヤストル建物一般卸賣物價指數	植民地生産物物價指數	輸入品物價指數	ヨオロツパ人に対する生計費指數		土人に對するビヤストル建生計費指數	
				河内	西貢	中産階級	勞働者階級
一九二九年	一一四	一一六	一一一	一一三	一一四	一一三	一一三
一九三〇年	一一六	一一〇	一一五	一一三	一一三	一一三	一一三
一九三一年	九八	八六	一一五	一一七	一一五	一一二	一一二
一九三二年	八八	七七	一〇六	一一八	一一五	一一六	一一一
一九三三年	八〇	六六	九九	一〇七	一〇五	一〇四	九六
一九三四年	七三	五九	九四	九九	九二	九七	八四
一九三五年	七一	六〇	八九	九二	八六	九一	七九
一九三六年	七五	六五	九〇	九〇	七八	八七	七〇

第二表 一九二九年—一九三六年佛印・蘭印物價比較表 (國際聯盟統計月報一九三七年九月に據る)

國別	年次							
	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年
蘭領印度	一〇〇・〇	八九・六	七〇・三	五六・五	四八・九	四六・二	四四・八	四六・四
佛領印度支那	一〇〇・〇	一〇〇・〇	八四・三	七五・八	六九・三	六二・七	六一・四	六四・一

即ち兩者は略々同じ傾向の下落を示してゐることが理解される。

生計費指數について見ても、前掲第一表ビヤストル建指數變動表に示されてゐる通り、一九二九年から一九三

六年に亘つて約三〇パーセント乃至三五パーセント程度の下落が示されて居り、勞賃に關しても第三表に見る通り一九二九年から一九三六年に亘つて生計費指數と同程度の下落を示してゐる。

第三表 一九二九年—一九三六年佛印勞賃變動表

年次	西貢市役所勞賃	西貢勞動者階級生計費	東京鑛山勞賃	河内勞動者階級生計費
一九二九年	一一七	一一三	一一二	一一三
一九三〇年	一二三	一二一	一一五	一二一
一九三一年	一一七	一〇五	一〇九	一〇七
一九三二年	一一〇	九二	一〇二	九六
一九三三年	九八	八五	八八	八四
一九三四年	八六	七八	七五	七九
一九三五年	八一	七八	六九	七一
一九三六年	八五	七五	七一	七〇

尙ほ國內經濟活動を示す指數としては鐵道收入及び商品輸送統計が注目されるのであるが、これらは何れも夫々前者は料金率の修正により、後者は貨幣的原因以外の原因によつて變動してゐるから、この場合論證の根據とはなり得ない。

要するに國內經濟の見地よりすれば、ピヤストルの銀本位制から金本位制への移行は何ら不穩な影響は齎らさなかつたやうである。

(二) 對外貿易に及ぼせる影響

(1) 輸出品價格に及ぼせる影響

主要輸出品の價格は一九二九年から一九三六年に至る間暴落を示してゐる。米、玉蜀黍、ゴムの三主要輸出品價格について見れば、左表の通り六八パーセント乃至七〇パーセントの下落であつた。

この暴落が經濟恐慌に基因してゐることについては何人も異存がない。問題は佛印が諸外國と同等またはそれ

最近佛領印度支那幣制に於ける二つの改革

最近佛領印度支那幣制に於ける二つの改革

第二卷

四二 第一號 四二

第四表 一九二八年—一九三六年主要輸出品價格表

年次	西貢米(西貢一號)		同 上	ゴム(パリ相場)
	一キントル ピアストル 價格	一キロ 當り フラン 價格		
一九二八年	九・六〇	六・四一	一・二七五	
一九二九年	一一・七〇	六・八七	一一・八〇	
一九三〇年	一一・三四	五・五六	六・八五	
一九三一年	六・五八	四・一三	三・七九	
一九三二年	五・四〇	四・二二	二・五二	
一九三三年	四・〇八	五・五一	三・〇六	
一九三四年	三・二六	四・二八	四・九三	
一九三五年	四・二〇	三・三〇	四・六三	
一九三六年	五・一〇	五・五〇	六・八七	

第五表 一九三一年—一九三六年三大米輸出國米價變動表(單位百キ)

年次	西貢米 (白一號)	バンコック米 (ホワイト・ガアデン)	ラングウン米 (スモオル・ミル)
	ピアストル	ピアストル	ピアストル
一九三一年	六・六	八・七	五・七
一九三二年	五・四	六・三	四・七
一九三三年	四・〇	五・〇	三・三
一九三四年	三・二	三・八	三・一
一九三五年	四・二	五・三	四・一
一九三六年	五・一	五・八	四・二

以上の下落に苦しんだかどうか、またその餘分の苦痛が金本位制採用のためであつたかどうかといふ點である。併しながら今ここに米の三大輸出國たる佛印、ビルマ、泰國に於ける米價變動を見ると、米の金價格は一九三一年から一九三四年にかけて何れも一様に下落を示してゐる。即ち第五表の如くである。

ピアストル即ち金價格に就て見れば、佛印に於いて五〇パーセント、ビルマに於いて五〇パーセント弱、泰國に於いては五〇パーセント強と夫々略々同率の下落を示してゐるのである。

かくて各国で行はれた小規模の貨幣操作——佛印の金本位制採用、ビルマ・泰國の平價切下——も米價の上には殆んど影響を與へてゐないのである。蓋し米價には本來國際價格があり、右の三國の米價は何れもこの國際價格に從はざるを得なかつたからである。従つてこれら三大輸出米國の米の金價格は貨幣操作が行はれた以前と殆んど同じ關係にあつたのであり、この故にまた佛印の金本位制採用もまたその輸出業者をしてその外國市場に於ける競争上特段な不利な立場に陥れはしなかつたのである。

(2) 貿易に及ぼせる影響

一九二八年より一九三六年までの佛印外國貿易は次の通りである。

第六表 一九二八年—一九三六年佛印外國貿易表

項目 年次	輸		入		出		總計	
	數量(トン)	價額(千フラン)	數量(トン)	價額(千フラン)	數量(トン)	價額(千フラン)	數量(トン)	價額(千フラン)
一九二八年	五三九,五八六	二,五七五,一〇〇	三,四三三,八三三	二,九六六,四〇〇	三,八七三,八二〇	五,四七五,六〇〇	五三九,五八六	二,五七五,一〇〇
一九二九年	五九〇,九八三	二,六四〇,七〇〇	三,二六七,三五四	二,六一一,七〇〇	三,八七六,三五六	五,二四九,〇〇〇	五九〇,九八三	二,六四〇,七〇〇
一九三〇年	五三三,〇九一	一,八二〇,〇〇〇	二,八六二,一四〇	一,八七五,五〇〇	三,三八三,三三三	三,六四七,五〇〇	五三三,〇九一	一,八二〇,〇〇〇
一九三一年	四四四,一八一	一,二九〇,八〇〇	二,六四八,五七六	一,二二〇,三〇〇	三,〇九二,七七六	三,四四一,〇〇〇	四四四,一八一	一,二九〇,八〇〇
一九三二年	三三三,三六六	九七五,九〇〇	三,〇〇八,五五六	一,〇一八,一〇〇	三,三六〇,九四一	一,九六六,〇〇〇	三三三,三六六	九七五,九〇〇
一九三三年	三三三,六八一	九一〇,〇〇〇	三,三三三,二五三	一,〇一〇,五〇〇	三,五三三,九二二	一,九五五,〇〇〇	三三三,六八一	九一〇,〇〇〇
一九三四年	三三三,三六三	九一四,二〇〇	三,四七二,四七二	一,〇〇〇,六〇〇	三,八二〇,三五六	一,九七四,〇〇〇	三三三,三六三	九一四,二〇〇
一九三五年	四〇一,八七三	九〇一,四〇〇	四,〇四三,六三三	一,二九八,一〇〇	四,四七五,五〇四	二,一九九,六〇〇	四〇一,八七三	九〇一,四〇〇
一九三六年	四三九,七七一	九七五,七〇〇	四,四七五,四七一	一,七〇八,〇〇〇	四,九一五,三五六	二,六二二,七〇〇	四三九,七七一	九七五,七〇〇

即ち價額の上では恐慌年間に不振を示し、一九三三年には一九二九年の三六・九パーセントに減少してゐるが、數量の上では殆んど變らない數字を示してゐるのみならず、更に一九三六年には幣制改革以前の數字を凌駕さへするに至つてゐる。これらの點よりすれば米は規則正しく輸出されてゐたと考へられる。尙ほこの佛印外國貿易の變動を其他の國のそれに比較して見ると、世界貿易は一九二九年を一〇〇として一九三三年には數量にして七五・五パーセント、金價額にして三五・三パーセントに減少してゐる（國際聯盟統計月報一九三七年二月に據る）。従つて佛印の外國貿易状態は世界貿易状態に較べると不成績だつたどころではなく、むしろ優れてゐたとさへ見られる。かくして佛印の對外貿易は幣制改革によつて妨害されることはなかつたのである。これによれば一國の貿易は明かにその國の貨幣單位購買力の變化によつては長く影響されるものではないやうである。特に人類の生存に缺くことのできない米のやうな穀物の輸出に對しては貨幣上の問題は殆んど影響を齎らさないやうである。従つて佛印の如く輸出が殆んど農業生産物又は國際價格を有する原料品によつて構成されてゐる國では、貨幣の單位購買力が變化しても輸出金額及び輸出數量上に著しい反動を起さなかつたのである。

かくの如く一九三〇年の幣制改革は國內經濟及び對外貿易に對し貨幣方面よりする影響は殆んど齎されなかつたやうであるが、金ピアストル制そのものはどうなつたであらうか。先づ國際收支を見るに、一九三〇年以後は最初のうちは相當な支拂勘定であつたが、一九三三年後には受取勘定は遞増し、一九三五年には相當な超過額を示すに至つてゐる。次に金準備を見ると、一九三〇年に四七百萬ピアストルあつた金及び金爲替は、一九三二年には逃避の結果二六・三百萬ピアストルに激減してゐる。そこでこの逃避金額を補填するために本國との間に借款が成立し、

之によつて危機に頻せる收支の均衡が維持された。かかる政策により紙幣準備率は約四五パーセントに維持され、やがて國際收支勘定の改善と共にビヤストルは一九三六年十月一日までの間に世界に於いて最も鞏固な金貨幣となつたのである。

銀相場は一九三一年には小騰貴を示したが、その後再び下落を續けた。このため一九三〇年八月十二日附大統領令に依る新銀貨ビヤストルの素材價値は法定價値の二分の一となり、その結果鑄造銀貨が横行し、流通關係は甚だしく害せられることとなつた。是に於いて當局は一九三四年十月十一日、一九三〇年銀貨の一時的回收を決定し、之に代へて銀行券を流通させた。この方策は信用確保のため穩密にしかも漸次に推進されたのであつた。かくて一九三四年末には實際流通してゐる銀貨は佛印全體で七五〇百萬ビヤストルに減少し、銀貨流通停止問題は次第にその解決過程に向つて行つたのである。

二 一九三六年の幣制改革

A 貨幣の世界的混亂

佛印が金本位制を採用した一九三〇年以後、世界の貨幣状態には著しい變化が起つたが、その一つは東洋に於ける銀本位制の終焉である。中華民國は東洋の一大銀本位制國としてそれまで銀を標準價値物體として認めてゐたが、一九三五年十一月三日遂に銀本位制を放棄し、金爲替本位制を採用したのである。

尤もこの間の事情には少しく注目するを要するものがある。中華民國の幣制が貨幣單位の不統一や外國貨幣の

流入等のことから甚しい混亂状態に陥つてゐたことは周知の事實であつた。勿論中華民國は決してこれに満足してゐたものではなく、幣制改革の試案は幾度か計劃されたのであつた。清朝時代は勿論國民政府の時代になつても、一九一四年の國幣條例、一九三三年の廢兩改元等幾多の幣制改革案の續出はこの間の消息を語るものである。

然るにかかる貨幣制度樹立に對する中華民國の努力にも拘らず、其の成果は列強の對支政策に災されて容易に期待し得なかつた。殊に甚しい影響を齎したものはアメリカの銀買上法である。一九三四年六月十九日のこの銀買上法は銀價格の引上又は安定により原料相場の騰貴乃至は安定を求め、また同時に中華民國の購買力を高めることによつて漸く世界農業恐慌に捲きこまれつつあつた中華民國經濟を回復せしめようとするにあつた。併しながらこの政策は中華民國の外國市場に對する購買力がその貯藏貨幣に依存するといふかの舊いマアカンテリズム的思想を全面的に受入れた點に於いて誤謬に陥つてゐた。銀買上政策は直ちに銀價格騰貴を惹き起したけれども、これと共に大量の銀は中華民國を去り、一九三四年の後半期について見ても二六〇百萬元の銀が流出して行つたのである。この結果中華民國の輸入は促進され、反對に輸出は阻害されて激しい物價暴落を惹き起した。

更に好ましくならぬことは、この事情のため中華民國が英米兩國勢力角逐の地盤となつたことである。アメリカがルウビイを通じて磅を壓迫せんとしたのに對し、イギリスは中華民國の幣制改革を指導して之を支配しようとした。一九三五年支那幣制改革は實にかかる情勢の下に行はれたものであつた。この改革はイギリス人顧問 Sir Frederik Leith-Ross の後援によつて行はれ、磅爲替本位制が採用されたのである。磅對弗を通ずる英米の對立は窮極にまでは押し進められず、やがては兩者間に一種の協定が見出されるであらうといふことは見透され

てゐたのであつたが、併しそれ迄は中華民國はこの對立の犠牲となり、今日に於いて見るやうな同國貨幣の前途に最も不吉不安な刻印を押ししてしまつたのであつた。

かくの如き中華民國幣制の経緯を見ると、佛印一九三〇年の銀本位制離脱こそは寔に機宜を得た措置といふべきである。

中華民國が銀本位制を離脱するや香港も直ちに之に追隨した。香港は中華民國の仲介者であり保税倉庫であるから、香港の利益ある立場からして香港弗が支那弗と歩調を合せることが必要であつた。従つて一九三五年十一月三日附中華民國の幣制改革が發表されると直ちに十二月五日香港は銀の貨幣としての通用を停止し、磅爲替本位制を採用することに決定したのである。かくて東洋に於ける最後の銀本位制國たりし中華民國と香港とは、一九三五年以後その銀本位制を放棄し、東洋に於いてはもはや銀本位制國は存在しないこととなつた。

この見地からすれば、もし佛印が一九三〇年に銀本位制を放棄しなかつたとしても、恐らく一九三五年には之を放棄せざるを得なかつたであらう。尤も一九三五年に之を行ふとすれば、佛印は一層多くの苦痛を受けなければならなかつたかも知れない。蓋し一九三五年といへば佛印にとつては世界恐慌の影響をうけた直後であり、大事業又は國庫の必要のために巨大な負債を負うた後であり、更にまた銀資金の大部分を海外に逃避させてしまつた後だからである。この點一九三〇年に金本位制を採用したことは機宜を得た方策であつたと言ふべきである。

一九三〇年以後世界貨幣状態の上に齎らされた一つの重大變化は、金本位制諸國に於ける金兌換停止及び之に伴ふ平價切下であつた。かかる政策は各國政府によつて自ら進んで採られたものではなく、むしろ四圍の情勢に

迫られて止むなく行はれたものであつて、それは一の管理貨幣の思想に裏付けられたものであつた。貨幣の操作政策は既に以前にも経験されたものではあつたが、それが新貨幣理論に基礎付けられて再び用ひられるに至つたのである。併し動的貨幣の運用は靜的貨幣のそれよりは遙かに複雑でありデリケートである。従つて數ヶ國で實施された管理貨幣の試策は殆んど成功してはゐないやうである。

一九三一年九月二十一日、イギリスは英蘭銀行の金兌換義務を停止した。この事件は全世界に一大衝撃を及ぼし、東洋に於いてもイギリスの政策に追隨する國を生じたのである。先づ英領印度はイギリスが金兌換を停止した日にロンドン政府よりの命令に依り金兌換を停止したのである。この印度の金地金本位制放棄は印度の立法議會で何等論議されることなくして認められてしまつたのである。次に泰國も亦イギリスの貨幣政策に追隨した。泰國は元來獨立の貨幣政策を實行することを希望してゐたにも拘らず、諸般の障礙——バートの發行準備は磅であつたこと、泰國の外國貿易は多く磅によつて行はれてゐたこと、豫算が恒常的赤字で苦しんでゐたこと——のため結局磅に基礎をおく貨幣政策を採用せざるを得なかつたのである。一九三二年五月十日の泰國貨幣更新法はバートと磅との交換を規定し、その比率を一磅一一バートと定めてゐる。之によりバートは四〇パーセントの平價切下が行はれたことになつた。尙ほ日本圓も亦この磅の下落に追隨した。かくの如く磅の金兌換停止は東洋諸國の貨幣に甚大な影響を齎したのである。

近代貨幣史上特筆すべきこの磅の没落こそは實にアングロ・サクソン系通貨に對する從來の信用を次第に失はしめ、アメリカ弗をも亦同じ運命を辿らしめざるを得なかつた。一九三三年四月十九日ワシントン政府は弗の金

兌換を停止し、新平價はその都度發表することとした。かくてフィリッピン・ペソは弗との連帶によつて不可避免的にその影響を受けなければならなかつた。當時フィリッピンの經濟財政状態はアメリカとは反對に全く健全であり、ペソは亦世界の貨幣中最も堅實なるものの一であつたにも拘らず、弗の運命に追隨し約四〇パーセントの平價切下をしなければならなかつたのである。フィリッピン・ペソの平價切下後、東洋に於いては佛印ビヤストルと蘭領印度ギルダアとの二つのみが金地金本位制に依る貨幣であつた。兩貨幣の地位は堅實ではあつたがそれが孤立状態におかれたことは逐次その地位を危くするものではないかと考へられた。即ち殆んど凡ての國しかも世界最大の經濟力をもつと認められてゐたイギリスでさへ平價切下を行つたのであるから、佛印・ビヤストルにしても、もしフランスによつて支持されなかつたならば恐らく不安定なものとならないかといふことが考慮されたのであつた。然るに事實はそれどころではなく間もなくフランスそのものの地位が危くなつて來たのである。

實際、一九三三年には五十ヶ國が貨幣の平價切下を行つた結果、フランス・フランは外國の購買者に對して高價な貨幣となり、そのためフランスの外國貿易は著しく不振に陥つて來た。ここに於いてフランスでも平價切下論が起り、フランをば切下を行つた他の強大國貨幣と同列におかうとする主張を生じた。然るに銀行業者株式仲買人等は平價切下には賛成であつても、金利生活者、商工業者等は之に反對であつたのである。かるが故に恐慌勃發後成立したフランス政府は何れも平價切下反對を聲明し、頑強に金ブロックを指導し續けたのである。然るに一九三四年以後になると事態は漸く急變して來た。即ちフランは政治的經濟的壓迫を受け、激しい試練に直面したのである。そしてこの壓力は政府の意思より強力かた。

かくて一九三六年秋には、四圍の情勢の下に——フランス銀行の金保有高は八三〇億から五〇〇億ポアンカレ・フランに減少した——フランス政府はフランと金との連繫を断ち切つた。フランの第二次平價切下を決定した一九三六年十月一日附法律は議會で可決された。この法律は一九二八年六月二十五日の貨幣法を停止し、フランの新金含有量は爾後大統領令に依つて四三ミリアグラムと四九ミリアグラム(品位千分の九百)の間に決定されることになつたのである。この法律はまた同時に佛印に對して二つの重要な規定を含んでゐた。一つは、發券銀行の金準備及び外國爲替の評價換及びこの評價換より生ずる利益は大藏大臣と發券銀行との協定する條件に従つて國庫に輸納すること(第五條)であり、も一つは、發券銀行が反對規定があるに拘らずフランス・フランを保有し得る(第七條)といふことであつた。

かくして金ブロックは遂に崩壊したのである。オランダ、スイス、ベルギー、イタリヤも亦フランスの貨幣政策に追隨した。フランスは右の平價切下により輸出の進展を期待してゐた。然るに貿易は却つて悪化し、資本の輸出が促進され、金の流出は百億フランに達した。かくて政策は轉換の必要が認められ、一九三七年六月三十日附大統領令に依り、浮動フラン(franc flottant)に關する規定が設定された。即ち該大統領令に依り、一九三六年十月一日の貨幣法に定められてゐるフラン金量目四三乃至四九ミリアグラムの限界は撤廢され、フランはこの限界を越えて無制限に變動し得ることとなつた。

B 一九三六年の幣制改革

佛印に全フラン爲替本位制の採用を決定した一九三六年十月二日附大統領令の規定は次の如くである。

第一條「印度支那貨幣制度を決定せる一九三〇年五月三十一日附大統領令第一條及第二條の規定の適用は之を停止す」

第二條「印度支那貨幣單位たるピアストルの新金含有量は今後植民大臣及大藏大臣の報告に基く大統領令に依り決定されるものとす」

第三條「前條に規定せる大統領令の公布されるまで印度支那銀行は一印度支那ピアストルにつき一〇フランス・フランを基準として同銀行券のフランス・フランへの兌換を保證すべし」

かくてピアストルはフランに連繫し、フランの運命に従つて平價を切下げられることとなつたが、このことは當時ピアストルとフランとの間には異つた事情があつたこと、従つてピアストルはフランの平價切下と同じ理由で切下げられる必要が認められなかつたわけであるが、それにも拘らず遂に同一立場でピアストルの平價切下を行つたといふことは、ここに問題を残したことになつたのである。

正にこの大統領令に依り、佛印ピアストルはフランを中心とする一の衛星的貨幣となつたのであり、その意味に於いてそれはまた同時に一の浮動ピアストル (Piastré flottant) となつてしまつた。一ピアストルは一〇フランと定められたのであるから、ピアストルは殆んどフランスの貨幣と言つてもよく、ピアストル爲替は十の係數を附けたフラン爲替と同じやうに變動することになつた。しかもかかる改革が植民地の如何なる行政機關にも、また如何なる代表者會議にも諮られることなく本國政府の獨斷によつて斷行されてしまつたのである。

一九三〇年の幣制改革以來印度支那銀行は國庫の要請に従ひ、その金準備を少しづつフラン資金に轉換してゐた。國庫がかかる要請をなし、印度支那銀行がフランス銀行金準備強化のフランス全體に與へる利益を考慮して之に従つたといふことは議論の餘地もあらうが、ともかく印度支那銀行の發券金準備が當時金に兌換し得るフラ

ンで構成されてゐることは一九三一年三月三十一日の規定には違反してはゐなかつたのである。併しこの金準備の變化はピヤストルのフランへの密接な結合を用意してゐたのであつた。そして實際一九三六年十月、本國政府が印度支那銀行のフランス銀行に對するその發券金準備の金での引換を認めない場合は、そのことは印度支那銀行をしてその幣制をばフラン爲替本位制に轉せしめるより外に途がないのである。尤も政府の見解としてはこの改革は一時的なものであつて、將來フランがその金價値を見出すときはピヤストルも亦當然金平價を實現するであらうと考へてゐたかもしれない。併しその實現期に至つては全く確定し得なかつた。

一九三六年の幣制改革は貨幣的見地のみから見れば確かに問題はあるが、併しまた一面經濟的見地から見れば辯護され得る點もないではない。蓋し佛印ピヤストルがその平價を切下げられなかつたとすれば、他の東洋諸國のすべての貨幣に對して佛印ピヤストルは高い購買力をもつ唯一の貨幣となり、このことはまた一面ピヤストルにとつて不利となつたに違ひないからである。この意味では一九三六年の改革も亦全然利益がなかつたわけではなかつた。

C 一九三六年幣制改革の影響

(一) 佛印經濟に及ぼせる影響

(1) 生産に及ぼせる影響

先づ農業生産について見るに、農業生産に關しては使用し得る統計がないので、三主要生産物の輸出統計からその生産を評價して見る。(佛印外國貿易年表に據る)

第七表 一九三四年—一九三八年三主要農産物輸出表 (單位千トン)

年次	米及其の副産物	玉蜀黍	ゴム
一九三四年	一、三三二	四七一	二〇・四
一九三五年	一、五三〇	四一三	二九・二
一九三六年	一、五七五	四七一	四一・三
一九三七年	一、五四八	五七四	四五・一
一九三八年	一、〇六四	五五六	五七・九

第八表 一九二九年—一九三八年三主要農産物に對するピヤストル平價切下の影響

年次	サイゴン米 (西貢一號) (一キンドル當り)		サイゴン玉蜀黍 (赤) (同)		ゴム (パリ相場) (一キロ當り)	
	ピヤストル價格	同	上	上	フラン價格	同
一九二九年	一一・七〇	六・八七	一一・八〇	一一・八〇	一一・九二	一一・九二
一九三〇年	一一・三四	五・五六	六・八五	六・八五	一一・一三	一一・一三
一九三一年	六・五八	四・一三	三・七九	三・七九	六・八七	六・八七
一九三二年	五・四〇	四・二二	二・五二	二・五二	四・六二	四・六二
一九三三年	四・〇八	五・五一	三・〇六	三・〇六	四・九三	四・九三
一九三四年	三・二六	四・二八	四・九三	四・九三	六・八七	六・八七
一九三五年	四・二〇	三・四〇	四・六二	四・六二	七・九〇	七・九〇
一九三六年	五・一〇	五・五〇	六・八七	六・八七	七・九〇	七・九〇
一九三七年	七・九〇	七・九〇	八・七六	八・七六	一〇・六三	一〇・六三
一九三八年	一〇・六三	八・七六	一一・九二	一一・九二		

最近佛領印度支那幣制に於ける二つの改革

米及び副産物の輸出は一九三七年には一九三六年より減少し、一九三八年には更に前年より三分の一も減少してゐる。玉蜀黍、ゴムは數年來増加してゐるが、ゴムは接木された新木がゴム液を出すに至つたからである。かくて玉蜀黍の場合を除いては貨幣單位の平價切下に歸し得べき農業生産の改良を見出すことはできなす。

之に反して、三主要生産物のピヤストル價格の變動に至つては切下の影響は種々に表はれてゐる。(Bulletin économique de l'Indochine の附録統計に據る)

第八表に示されてゐるやうに、米價は一九三七年から一九三八年にかけて騰貴したが、尙ほ一九三〇年の水準には恢復しなかつた。しかもこの米價は生産者に利益を齎らさな

つた。何故かと言へば價格が決定される時には既に米は生産者の手を離れてゐたからである。玉蜀黍の場合は平價切下の影響は一層不利に表はれてゐる。一九三八年の切下げられたピヤストルに依る相場も一九三〇年の水準よりは遙かに低いからである。ゴムの相場は投機性強大なるためこの點餘り参考にはならない。

切下げられたピヤストルによる米價變動と實際の米價變動との關係を如實に語るものとしては香港に於ける西貢米一號のキントル當り平均價格が好ましい例である。(同上に據る)

第九表 一九三六年—一九三八年に於ける西貢米價格表

年次	香港 弗	ピヤストル
一九三六年	一〇・五	五・七
一九三七年	一一・八	九・二
一九三八年	一一・七	一二・七

第九表に依ると米價は香港に於いて一定の安定を保つてゐたことが示されてゐる。今香港弗建相場とピヤストル建相場とを一九三六年及び一九三八年について比較するときは、ピヤストルに依るものは一九三八年に於いて一九三六年に比し米の同一量に對する金評價には變化がないが紙幣では二倍餘となるのである。かくの如く金フラン爲替本位制ピヤストルの下落には確實な限界がないので、米の生産業者及び輸出業者にも不安を與へるに至つてゐる。

次に工業生産に關しては統計は一層不完全であり、殊に一九三七年及び一九三八年の數字は殆んどないと言つてよいほどである。故にここでは諸般の原料から一の推定をなすに止める。即ち工業生産は農業と同じく佛印經濟の發展は大體世界景氣の變動(一九二九年—一九三三年間の不況、一九三四年—一九三八年間の好況)に照應してゐることを示すものの如くである。従つてこの點から云へば一九三四年頃から始まる佛印の好況は之をピヤストルの

平價切下の影響に歸せしめることは聊か困難なやうに思はれる。

(2) 消費に及ぼせる影響

消費については殆んど利用し得る統計がない。従つてこれに對しては實際に賣買された商品量を示す外國貿易統計によつて補ふこととする。

外國貿易について見れば、左表に示すやうに平價切下は輸出入の名目價額に直接の影響を與へてゐる。(佛印外國貿易年表に據る)

第十表 一九二九年—一九三八年輸出入表

輸總	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
出	三三、三三〇	三三、五〇〇	三三、〇〇〇	三三、三三三	三三、五五五	三三、八二〇	四、四四七	四、九二五	四、八八三	四、四八四
入	三、八八八	三、三八五	三、〇〇〇	三、三三三	三、五五五	三、八二〇	四、四四七	四、九二五	四、八八三	四、四八四
入額										
出額										
總額										

第十一表 一九三五年—一九三七年名目輸出入價額表

年次	輸 入		輸 出		總 計	
	百萬名目 ピヤストル	百萬金ピヤストル	百萬名目 ピヤストル	百萬金ピヤストル	百萬名目 ピヤストル	百萬金ピヤストル
一九三五年	九〇・一	—	一二九・八	—	二一九・九	二一九・九
一九三六年	九七・四	九〇・〇	一七〇・八	一四八・〇	二六八・二	二三八・〇
一九三七年	一五七・八	九五・〇	二五八・九	一五五・〇	四一六・七	二五〇・〇

最近佛領印度支那幣制に於ける二つの改革

名目輸出入額は一九三七年には一九三六年に比し大飛躍を遂げた。尤もこの増加は之を金ピアストルで評價すれば極めて僅少なものはある。

即ち輸出にしても輸入にしても金價額としての増加は一九三六年から一九三七年にかけて約六ピアセントに過ぎない。更に數量について見れば第十二表の示すやうに輸入は一九ピアセント増加し、輸出は却つて二・五ピアセント減少してゐる。(佛印外國貿易年表に據る)

第十二表 一九三六年—一九三八年輸出入量表(單位トン)

年次	輸 入	輸 出	總 計
一九三六年	四三九、七〇〇	四、四七五、〇〇〇	四、九一五、〇〇〇
一九三七年	五二六、〇〇〇	四、三五七、〇〇〇	四、八八三、〇〇〇
一九三九年	四九二、〇〇〇	三、九九二、〇〇〇	四、四八四、〇〇〇

かくて平價切下は、一九三七年に於いてもまた一九三八年に於いても、それが數量で示された佛印外國貿易のかぎり何等著しい影響は齎らさなかつた。ピアストルの

切下は單に本國との取引の不自然な膨脹を將來しただけであつた。

要するに、フランに連繫されたピアストルの平價切下は植民地に繁榮が再來し始めたときに行はれたのであつて、一九三四年に現はれ始めた景氣上昇變動の第一理由を平價切下に見出すことはできないのである。

貨幣の面から見ると、一九三六年金フラン爲替本位制の採用に依つてピアストルの購買力には顯著な變化が起つた。他の東洋諸國の貨幣と比較して、ピアストルは一九三五年には蘭領印度ギルダと共に他の東洋貨幣より一五乃至五〇ピアセントも高い單位購買力を有つてゐたが、一九三八年には最後から二番目即ち單位購買力の最

も低い中華民國幣の一つ上にまで落ちてしまつた。かかるピヤストルの低落は債務者の地位を大いに改善した。ゴム及び珈琲栽培者への貸付はこの時にその四分の三以上償還された。危機に瀕してゐた長期土地貸付部、交趾支那土人農業相互信用組合、保護領庶民貸付銀行等が常態に復歸し得たのも全くこの平價切下の影響によるものであつた。

社會的見地から見て一九三六年幣制改革の難點は生計費の騰貴であつた。事實生計費は左表の示す如くに騰貴した。

第十三表 一九三六年—一九三八年生計費指數表

年次	西貢に於けるピヤストル建一般卸賣物費指數		ヨーロッパ人に對するピヤストル生計費指數		土人に對するピヤストル建生計費指數			
	河	西貢	河	西貢	中階級	階級	勞働階級	階級
一九三六年	七四	九〇	八六	七六	七八	七〇	七九	
一九三七年	一〇〇	一〇五	九三	九三	九七	九三	九四	
一九三八年	一一六	一一八	一〇三	一〇七	一〇四	一〇八	一〇七	

ピヤストルの平價切下から著しい利益を獲得した者は中産階級及び富裕階級であらう。蓋し彼等の収入は生計費の増加よりも急激に増加したからであり、しかも彼等はまた信用を利用し得る立場に置かれてゐたからである。勞働者も同盟罷業によつて彼等の勞賃を生計費に適應させて行くことは不可能でなかつた。唯農民大衆——各種の要素よりなつてゐるが何れも社會的には全く無力である——のみは全體としてピヤストル切下に基く生計

費の連續的騰貴に最も苦しまなければならぬ状態にあつた。

(二) 佛印財政に及ぼせる影響

一九三〇年の幣制改革はビヤストルの購買力を安定させ、佛印財政の健全化を促進させた。異常な努力の結果、一九三五年には豫算の均衡が再建された。然るに一九三六年の幣制改革はビヤストルを金フラン爲替に連繫させたので、この金フランが浮動的であつたことは同時にビヤストルをも浮動的ならしめ、佛印財政に複雑な問題を持込ってしまったのである。そしてこの影響は既に一九三七年度豫算案の説明中に早くも二、三の不安として現はれ始めてゐる。

平價切下の必然的結果たる物價騰貴は豫算に不利な影響を與へてゐる。それは殆んど直接税で賄はれてゐる地方豫算 (Budget local) に一層大きな負擔を加へるものである。即ち直接税率の固定してゐることは通貨の購買力の變動が少いときには好都合であるが、その購買力の不安定なときには不利だからである。之に反して間接税で賄はれてゐる一般豫算 (budget general) は地方豫算ほどの悪影響を受けてゐない。蓋し一般に一九三七年の景氣回復によつて間接税収入はある程度増加を示してゐるからである。併し何れにしても物價騰貴は各般の費用、維持費、人件費、補助金等の増加、新事業の信用膨脹等を惹き起し豫算の編成を困難ならしめるものである。佛印豫算の經費中、物價騰貴の影響を直接免れ得るものは本國に對する債務及び分擔金の一項のみである。

一般豫算及び地方豫算を通ずる純計豫算を作つて見ると、一九三七年度經費中で貨幣購買力の變動に伴はないものは約一六パーセント、變動に伴ふものは八四パーセントとなり、また同収入中物價に照應して變動しないも

の約八六パーセント、變動するもの一四パーセントとなつてゐる。かくの如き比率を見ただけで佛印豫算が物價騰貴から受ける影響は如何なるものであるかが自ら明かであらう。かかる状態ではさほど長い時間を待たずして増税は避けられないものとなつて來ることは必定である。

(三) 佛印通貨に及ぼせる影響

一九三六年の幣制改革はピヤストルの貨幣價值を金量目六五五^{ミリグラム}から四九〇乃至四三〇^{ミリグラム}へ切下げたが、一九三七年六月三十日附大統領令はこの四三〇^{ミリグラム}の最低限界を廢止し、その結果一九三八年五月六日にはフランス銀行發表のフラン相場からの計算でピヤストルは金二五〇^{ミリグラム}の相場にまで下落したのであつた。

この價値下落によつてピヤストルで表はされた銀價格は騰貴したが、かかる銀價の騰貴も今日までのところでは佛印金屬通貨には大した影響を興へてゐない。事實、舊フランス・ピヤストル貨の法定相場は一九三二年十二月三十一日以後廢棄されてゐたので、舊佛印通貨の貨幣單位は實際には貨幣の役割をしなくなつて居り、單に地金としてのみ問題となつてゐたにすぎず、従つて一ピヤストル以上に買入相場が決定されたとしても何等不都合はなかつたのである。一九三〇年八月十二日附大統領令に依る新佛印ピヤストル貨は實際には流通してゐない。また五〇^{セント}銀貨はピヤストルの價値下落が起つたときに漸く發行されたばかりであつたから、これらの銀貨にも影響は殆んどなかつた。

唯ピヤストルの價値下落が一層甚しくなれば、一〇^{セント}、二〇^{セント}銀貨の素材價値も名目價値を越え、これらの銀貨は退藏または熔解の對象となり、佛印に於ける日常取引に必要な通貨が影をひそめる虞がある。尤もかか

る假定的場合は之を強調する必要はない。

D 一九三六年幣制改革と輿論

佛印の輿論は一九三六年十月二日附大統領令に對しては比較的冷靜であつたが、一九三七年六月三十日附大統領令がフランの最低限界を廢止したことに對しては大いに沸騰した。フランにリンクさせられてゐるピヤストルの運命、即ちピヤストルの無制限な下落が問題となつたのである。

當時の輿論を大別すると、低い購買力の貨幣に利益を認めてゐる輸出業者即ち生産業者は概して現状維持派であり、高い購買力の貨幣に利益を認めてゐる輸入業者即ち商人は大體ピヤストルのリンク離脱派であつた。

リンク離脱運動の起源は佛印に商品を輸出するフランスの生産業者達であつた。佛印の輸入業者は直ちに之に追隨した。安いフランで作つて高いピヤストルで賣ればそれだけは利益があると考へてゐたからである。併しこの見解はピヤストル物價が下落しないといふことを前提としてゐる點に誤謬があつた。フランスではフランス船舶業者中央委員會のみがリンク離脱派であつた。フランス外國貿易諮問委員會及び其他の諸機關は現状維持派であつた。植民地公會は現状維持を是とするも、フランの地位が危くなつたときはピヤストルの獨立を考慮する要ありとしてゐた。かくの如くフランス本國に於けるこの問題に對する意見には統一がなかつた。佛印委員會の調査は這般の事情をよく示してゐる。即ち二十七の意見中、十一は現状維持、十二はリンク離脱、其他は不明と發表されてゐる。

佛印では、交趾支那の米作業者は一九三〇年の幣制改革には反對したが一九三六年には現状維持を主張してゐる。

る。彼等の一貫して求むるものはピヤストル物價の騰貴であつた。西貢商業會議所は先には不安定な貨幣を是なりとしてピヤストル物價の騰貴を求めたが、今は物價の大騰貴を怖れてリンク離脱を利なりとし安定貨幣を要求してゐる。

かくの如く輿論は本國植民地を通じて個人的利益を追及し、一般的利益とは著しくかけ離れたしかも著しく客觀性を缺く意見のみであつた。この新しく提出されてゐるピヤストル問題に對し考へ得られる解決の型は、無條件現狀維持案、條件付現狀維持案、リンク離脱案の三つである。以下順次此等三つの型の内容を述べ逐次検討を加へることとする。

(一) 無條件現狀維持案

無條件現狀維持案はフランスでは外國貿易諮問委員會、佛印では交趾支那農業會議所及びIndochine州會議によつて主張されたものである。

フランス本國に於けるこの主張は政治的理由と經濟的理由とに基いてゐる。まづ政治的理由としてあげられてゐることは、フランス帝國內の統一的傾向から判斷すれば、統一貨幣の實施は當然であるといふにある。また經濟的理由としては、佛印經濟が次第にフランス的のものとなつてゐるのであるから、ピヤストルとフランとの間に一定の結合關係の存することが兩國經濟のためにもまた兩國通貨のためにも好都合であるといふのである。

佛印に於けるこの主張には理論的・道徳的理由が認められない。何となれば現狀維持を要求する人達の考方は、フランが下落し續けてピヤストルの下落を誘致することに利益を期待してゐるからである。實際ピヤストル問題

が組上に上り始めたのは一九三七年七月後であり、フラン爲替の變動限界が撤廢されピヤストル購買力に下落可能性が生じてからであつた。

また現状維持派によれば、現状維持は財政に有利であると言ふ。併しピヤストルの平價切下により公債負擔は軽減させられるかもしれないが、それが一般經費中に占める割合は輕少なため平價切下の收入に與へる打撃と均衡がとれないであらう。また平價切下の結果起る生計費の騰貴は土民大衆にとつて堪へ難い負擔ともなるであらう。彼等は長い間——相對的なものではあるが——一應物價の安定に慣れてゐるからである。

ピヤストル切下による輸出の促進も決して期待できない。ピヤストル爲替は下落しても輸出の進展は見られない。蓋し佛印の輸出内容は、元來耕地面積により極度に制約されてゐる農産物（米、玉蜀黍、ゴム）と、技術的理由により急激に生産を増加し得ない礦産物（石炭、錫、亜鉛）とから成立つてゐるから、ピヤストルの價值下落より生ずることあるべき輸出の増加は之を齎し得なかつたのである。輸入では同一の貨幣制度を有つ國（フランス及びその植民地）からの輸入が大部分を占めてゐるのであるから、本國生産物の騰貴は當然甘受しなければならぬ。これらは無條件現状維持案の缺點である。

(二) 條件付現状維持案

この主張はフランスでは印度支那委員會、佛印では交趾支那植民地會議、西貢商業會議所、東京農業會議所等に依つて支持されてゐる。

この意見は次のやうに要約し得る。即ち「ピヤストルとフランとの連繫が一定水準にまでピヤストル爲替を下

落させるものである限り、これら兩貨幣の密接な結合は認めらるべきものである。その水準とは他の東洋諸國の貨幣に對して正當なりと思はれ、且つこれによつて取引は有利に行はれ得る水準である。併しピヤストル爲替の下落が過大となれば兩貨幣の連繫はもはや認め難く、氣まぐれに浮動するフランとはその連鎖を斷つことが要求される」と。

要するに、條件付現狀維持派の態度は希望の態度に終始する。貨幣現象の展開につれて彼等はその態度を變更するものであり、殊に一九三八年フランの新規切下が行はれた後はリンク離脱派に轉換しつつある。

(三) リンク離脱(ピヤストル自動制)案

ピヤストルとフランとに結合關係がある上にフランが連続的に下落することは、ここに佛印の經濟財政及びその生産者消費者の個人的利益に一の均衡状態を生ぜしめるに致したが、リンク離脱派は實にかかる状態を強化しようとするものである。實際浮動ピヤストルを以つてしてはこの均衡状態は何時破綻するかも知解らない。それを未然に防がうとするのがこの派の目標であつた。一般的に言つて佛印の經濟状態は良好であり、豫算も貿易も順調である。然るに本國及び植民地のために敢えてかかる佛印の貨幣を破壊しその繁榮を妨害せんとする、凡そかかることが認められるものであらうかとの論者はいふ。

政府側からはピヤストル自動制に反對し感情的な意見が述べられてゐる。即ちフランからの離脱はフランに對する不信を刺戟するであらうし、また他の植民地にとつて前例となるであらうと。何人もフランが下落傾向にあることは否定することができない。従つてこのフランからピヤストルを救ひ出すことは決してフランに新に不信

を叫ぶものではなく、むしろ一の賢明な策と言はなければならぬ。また他のフランス植民地への前例となるといふも、フランス植民地中に佛印のやうに繁榮し獨立の貨幣をもち得るものは今日では一つもないのである。

個人經濟の見地に立つならば、ピヤストル自動制は個人購買力の安定、生活水準の安定従つては社會平和の保證といふ長所をもつであらう。物價騰貴が惹起し得る社會的政治的危險については多言を要しない。既に一九三六年の第四四半期には生活必需品の騰貴を理由として多くの勞働爭議が起つてゐる。かかる社會的政治的危險はあらゆる犠牲を拂つても回避されなければならない。

フラン價値の漸次的下落と共に、ピヤストル自動制への主張を認める者が次第に多くなつてきてゐる。併しながらリンクを離脱した後のピヤストルが如何なる貨幣制度に於いて運用せらるべきかに關しては意見は必ずしも一致しない。その傾向は四つに分れてゐる。銀本位制への復歸、管理ピヤストルの創設、磅金爲替本位制の採用、金本位制への復歸これである。更に立入つて説明を加へる。

(1) 銀本位制への復歸——この傾向については「一方ではアジアのすべての貨幣が銀を放棄し、他方ではアメリカが銀の市價を支配してゐるのであるから、銀に結びつけるといふことは空虚であり、また同時に危險のやうでもある」と西貢商業會議所は發表してゐる。この點について輿論は一致してゐる。

(2) 管理ピヤストルの創設——この傾向については北部安南商農會議所は、ピヤストルがフランから獨立し爲替平衡資金によつてできるだけ香港弗に近く管理さるべしといふ希望を表明してゐる。西貢商業會議所、東京農業會議所、印度支那民主黨等もこの方案を推奨してゐるが、唯これらの團體はフランの下落が甚しくなつた場合

のみを條件としてゐる。

この意見は正に香港に採用された方法の影響を強く受けてゐるが、併し香港の地位と佛印のそれとは決して同じではない。香港は單なる仲繼貿易港に過ぎない。之に反して佛印は固有の經濟地盤をもち、固有の經濟生活を營んでゐる。更に、香港弗の制度は必ずしも自動的管理紙幣ではなく、むしろ磅の衛星的貨幣として見らるべきものである。従つて香港の爲替平衡資金機構はイギリスその他諸大國の機構と何等異つてゐない。

先づイギリスが爲替平衡資金の操作に成功したことは、ロンドンが最も完備した市場であり、そのロンドン向資金移動のあつたときに行はれたからである。その後長くは磅の下落を阻止することができなかつたことを注意すべきである。次にアメリカの爲替統制資金に至つては聯邦準備銀行の地下室に金を集める蒐集者の役割を演じてゐるだけである。またフランスの爲替安定資金も短期資金の流出を調整するには無刀であつた。かかる點を見ると、爲替安定資金制度は如何に巧妙なものであつても、永續的に爲替の不均衡を修正するため無制限に利用され得るものではないことが明瞭である。故にピヤストルの爲替平衡資金を設定し管理ピヤストル制度を樹立せんとすることは、佛印の現實を無視してゐるか然らずんば之を忘却してゐるものと言はなければならぬ。

尙ほ具體的な見地に立つて考へて見ても、佛印は如何にしてピヤストル制に必要な最初の操作資金を手に入れるかが問題である。佛印の金庫にはかかる餘裕は到底ない。フランス銀行にしても、本國爲替平衡資金を定期的に補充しなければならず、しかも既に印度支那銀行から金及び金を爲替を借入れてゐるほどである。況んや資金を提供するやうなことは到底困難である。かくて先づ操作資金の調達は不可能のやうに思はれる。假にこの資金が

得られたとしても、何人がこれを管理するであらうか。また如何なる方向にピヤストルを管理しようとするのであらうか。最後に、佛印では何處に短期資本市場があるのであらうか。この最後の簡単な問題が解決しにくい困難を含む以上、管理ピヤストル制度の根據が充たされてゐるやうには思はれない。

(3) 磅金爲替本位制の採用——この傾向に就いては東浦塞商農混合會議所は次の如き希望を表明してゐる。「佛印ピヤストルの變動はフランの變動と獨立し、過去に於けるが如く植民地の金融、豫算、商業状態によつて規整されること及び採用される新貨幣は東洋の貨幣であつてヨーロッパの貨幣でないことが望ましい」と。

この希望は明かにピヤストルをばアジヤの貨幣即ち主として香港弗や上海弗との間に一定比率を設定し之を維持さすべしといふ意見である。併しこれらの東亞通貨は既に獨立の貨幣ではなく、磅を中心とする衛星的存在なのであるから、この見解をおしすすめるときは、該意見は結局磅金爲替本位制の採用に外ならなくなるのである。かかる制度は一見すればその見解に考慮し得るものあるを感ぜしめるが、再考すればその意味する磅の政治的經濟的見地の意味する内容からして絶對的に排斥されなければならぬことが理解される。

(4) 金本位制への復歸——ピヤストル問題に關する激しい論争の後、佛印に於ける經濟上最大の利害關係を代表する諸團體が金本位制に立戻つたことは興味のある事實である。海防商業會議所は明瞭に金本位制への復歸を主張し、尙ほその場合に金本位制の適用に伴ふ危険をさけること、ピヤストルの新價值が取引を有利ならしめる如く決定されることを希望してゐる。河内商業會議所がリンク離脱に關して述べてゐるところも金本位制への復歸を意味してゐる。西貢商業會議所も一應はこれまでの態度に拘束されて徹底せる結論にまでは行つてゐない

が、とにかく金本位制に賛成である旨を表明してゐる。

金本位制への復歸が個人購買力の安定と社會的均衡の見地とから見ればたとひ明白な利益は認めるとしても若干の不利益なしには行はれ得ない。

先づ理論的な見地から加へられる批判としては、金本位制への復歸は不可能であり馬鹿げたことでさへあるとの主張が行はれてゐる。即ち金本位制への復歸は、磅や弗でさへ金との連繫を斷つてゐるときにピヤストルを金に結び付けるといふことになり、またピヤストルをば金との連繫をもつ唯一の貨幣ベルギー・フランと同列に置かうとするものだからであると言ふのである。併しながら、この金本位制採用に對する異論は實質的といふよりも寧ろ外見上の意義を有つに過ぎない。蓋し、アメリカ、スイス等の各國政府は、たとひ平價切下は行つたとしても夫々の貨幣の金に對しての或る安定を絶えず維持して居り、もし條件さへ揃へば何時でも金本位制に復歸しようとしてゐるに違ひないからである。佛印の如く貿易勘定が貸方である國は明かにこの條件を備へてゐるとも思はれる。

次に金本位制の採用により、ピヤストルがフランに比して高い購買力をもてば、本國及びフランス帝國內の市場を失ひ、しかもそれに代はり得る販路を發見し得ないであらうといふ非難がある。併しながら、あらゆる國が完全な自給自足制を採ればともかく、さもなければ佛印の主要輸出商品は國際的に金價格を有する原料であるからその虞はないとも言へる。

更に、金本位制への復歸に對する實際的な論駁がある。それは金本位制に復歸するとすれば、金準備としてフ

ランス銀行から佛印銀行への相當金額が引渡されなければならないが、このフランス銀行の金準備より控除される金額は、フランス銀行の金準備自體を減少させることになるから、恐らく承認を得ることは極めて困難であらうといふ見解である。このことは確かに無視することのできない事實である。尤もその理由を誇張する必要はあ
るまい。蓋し、フランス爲替安定資金が數日間に二〇億フランの損失を招いたことは幾度もあり、これ位
の金額を佛印經濟の繁榮及び政治の安定のために供給することは躊躇さるべきではないからである。且つまたビヤ
ストル自動制を採用するとすれば、金本位制以外の如何なる制度を採用するとしても同額の金額をフランス銀行
から引出さなければならぬであらうといふことはこれまた注意する必要がある。

一九三六年の幣制改革が惹き起した輿論の動向は以上の如くである。一九三六年の幣制改革は果して佛印にとつて維持さるべきものであらうか。

結 語

佛印の現行幣制を決定するに至つた一九三〇年及一九三六年の幣制改革と佛印經濟との諸關係及び之に對する輿論の動向は前述の通りであるが、結局一九三〇年の改革でフランス本國フランに結合せるビヤストルは一九三六年の改革によりビヤストルのフランへのリンクを切斷することに概ね一致して來てゐるやうである。一九三六年の金フラン爲替本位制の採用は佛印のためといふよりはむしろフランス本國自身の都合により決定されたものであつた。そしてその當時に於いてはこの改革は佛印にさほどの影響を與へなかつたのであるが、その後フラン

の下落が甚しくなるに及び、ピヤストルを之に結合させてゐることによつて佛印に多大の苦痛を與へるに至つた。それ故に佛印の繁榮を圖るためにはピヤストルとフランとの連繫を斷たなければならぬ。かかる意見が佛印側に於いて支配的となりつつある。

然らばピヤストルはフランからリンクを脱した後如何なる幣制の下に置かるべきであるか。この點に重要な問題が残されてゐる。惟ふに佛印はその出超經濟地盤の上に立ち独自の貨幣制度を發展せしめ得やう。けれどもこの問題を解決するものはや純貨幣的乃至は純經濟的な理由ではなくて、むしろ政治經濟的勢力關係である。ここにも亦貨幣又は經濟が政治經濟的な勢力關係によつて影響されるといふ現代傾向の顯著な一例を見るのである。

現實の問題としては、今や日本を中心とする東亞地域經濟は着々その實態を明にしてゐる。そして佛印、タイ國以外の通貨は今やあげて南方開發金庫の握るところとなつてゐるばかりでなく、日本と佛印との間にはまた一種の爲替請算協定が成立してゐる。この間の事情は寔にピヤストルの將來を規定する上に基準となる條件である。